

平成21年度 第4回

## 大阪府都市計画公聴会 速記録

「南部大阪都市計画道路の変更」について（岬町）

- 1 と き 平成22年1月5日（火）  
午前10時開会～午前10時22分閉会
- 2 と ころ 大阪府新別館北館多目的ホール  
大阪府中央区大手前3丁目1番43号
- 3 対象市町村 岬町
- 4 出席者  
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 池田一郎  
(2) 公述聴取者 大阪府・関係市町村職員、関係住民その他  
(3) 公述人  
1人  
公述人A 岬町の住民

## [開会]

**【司会（吉田）】** 皆さんおはようございます。お待たせいたしました。ただいまから平成21年度第4回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府都市整備部総合計画課の吉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

公聴会の開会に当たりまして、皆様に御協力をお願いしたいことがございます。まず、この建物は禁煙となっておりますので、おタバコは御遠慮願います。次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の池田が議長として担当いたしますので、よろしく願いいたします。

## [公聴会に関する説明]

**【議長（池田参事）】** 本日はお忙しい中を朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます、大阪府都市整備部総合計画課参事の池田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、開始に当たりまして、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。

先ほど、受付でお渡しいたしました都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものです。これらの原案を基に、皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するために、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催させていただくこととしております。

本日は、去る12月1日から12月21日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた1名の方にご意見を公述させていただきます。

なお、今後の手続きについて申し上げますと、この公聴会で公述をしていただいた内容について、速記により記録としてまとめます。そして本日の公述内

容を踏まえまして、再度、関係機関と協議・調整を行った上で、都市計画法第17条に基づく縦覧という手続を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述のご意見に対する大阪府の考え方を公開いたしまして、大阪府のホームページにも掲載することにしております。この都市計画の案の縦覧につきましては、都市計画法によりまして2週間行うと定められておりますので、この縦覧期間中に、関係市町村の住民及び利害関係人につきましては、大阪府に対し都市計画の案に対する意見書を提出していただくことができます。

この縦覧の手続を経た後に、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することとなりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方につきまして、資料として提出することにしております。また、縦覧期間中に都市計画の案に対してちょうだいしました意見書につきましても、その要旨もあわせて都市計画審議会の資料として提出するというようにしております。

こうした資料を踏まえて、都市計画審議会で議事を行っていただいて、都市計画の案が承認されたら、その上で国の同意を得て正式に都市計画が決定されるということになります。

次に、本日の公聴会の進行についてご説明をさせていただきます。

最初に、今回公述の申出がありました1件の都市計画の原案の概要につきまして、総合計画課の担当の方から説明をさせていただきます。

この説明が終わった後に、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。公述に際しましては、私が公述をしていただく方のお名前をお呼びいたしますので、お名前を呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、お名前をおっしゃっていただいて、公述をしていただきますようお願いいたします。

公述の内容につきましては、公述申出のときに提出いただきました要旨に従って公述していただきますようお願い申し上げます。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述していただくことはできませんので、その点、御了解お願いいたします。

それと、公述を行う時間につきましては、あらかじめお知らせしておりますように、今回30分以内とさせていただきますので、時間厳守でよろしくお願

いたします。終了の5分前になりましたらベルを1回、終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、その時点で公述を終わっていただきます。なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述いただく必要はございません。

最後に、公述人の方のほか、ご来場の皆様方をお願い申し上げます。

本日の公聴会は意見を述べていただく場でございますので、質疑応答を行うという場ではございませんので、法令の規定に従いまして、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみ公述をしていただくことになっております。皆様方には、声を出したり拍手をしたりというようなことは慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。

万が一、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為がございましたら、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場をお願いする場合がありますので、御了承をお願いします。

それでは、公述に先立ちまして、本日の公述の対象となります都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

## **[都市計画の案について説明]**

**【事務局（右田課長補佐）】** 大阪府都市整備部総合計画課地域・施設計画グループ長の右田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

南部大阪都市計画道路1・4・366-1号第二阪和国道及び3・5・366-1号国道26号線の変更原案の概要についてご説明させていただきます。

お配りしております資料をごらんください。

今回変更を予定しております第二阪和国道は、大阪と和歌山を結ぶ延長約53kmの幹線道路であり、現道の一般国道26号の慢性的な交通渋滞の解消や、それによる都市機能の低下を解消することを目的とした道路です。

本路線は、堺市翁橋町から阪南市自然田の約33kmの区間において、昭和58年度までに4から6車線で完成供用しており、その後、阪南市自然田から和歌山市大谷までの18.4kmについて昭和63年2月に都市計画決定を行い、順次整備を進めています。

さて、今回の都市計画の変更素案の内容でございますが、和歌山方面への往来を目的とした孝子インターチェンジは、現計画では孝子地区からは直接乗り入れできない接続形式となっており、沿道住民にとって大変不便な計画となっております。

また、府県間をつなぐ一般国道26号は、災害や異常気象により通行止めが発生するため、災害時の対応が課題となっております。

このような状況を改善するため、今回、第二阪和国道から一般国道26号への接続形式を交差点形式に変更し、孝子地区からの利便性の向上を図るものです。また災害時には、孝子インターチェンジを利用して和歌山市側との連携が図れることで、支援物資搬入や医療機関への搬送がスムーズになるなど、防災機能の向上にもつながるものです。

なお、接続形式の変更に伴いまして、国道26号についてもあわせて延長及び幅員の変更を行うものでございます。

今回の都市計画変更素案の概要は以上でございます。

## [公述人Aによる公述]

**【議長（池田参事）】** それでは、ただいまから公述を始めていただきます。

Aさん、壇上の公述人席までお越しく下さい。

(公述人A登壇)

**【議長（池田参事）】** それではAさん、公述を始めてください。

**【公述人A】** Aでございます、よろしく申し上げます。

第二阪和国道孝子ランプ変更については、まず孝子ランプの周辺についてご説明をさせていただきたいと思っております。

すりばち状の集落を航空写真で説明をさせていただきます。最初にお断りをさせていただきますけれども、これからの航空写真は、国から説明をいただいたときのものをコピーさせていただいたものです。

孝子ランプの変更予定地は、航空写真で深日ランプ上空から見ると、全く山

の中であるということがおわかりいただけると思います。また、ドライビングスクールみさき付近上空から見ると、山の中が確認できます。さらに、孝子ランプ上空から見ると、まさにすりばち状の集落であることがご理解いただけると思います。

次に、孝子地区の無風状態のデータがあります。岬町が作成した平成11年度のデータでございます。この孝子地区の無風状態の回数が年間504回、淡輪が56回、深日が141回ということで、孝子地区はかなり無風状態が多いのはご理解いただけると思います。東畑地区が868回、西畑が998回で、孝子地区でも上孝子地区は、東畑とか西畑と全く同じような地形ですので、倍ぐらいの度数が発生すると思われま

次に、環境面での具体的な問題や不安等についてですけれども、一つ目に、すりばちの底のような集落の住人として、皆非常に不安でおびえています。無風状態で排気ガスがよどんでしまい、現状でもぜんそく患者が多数います。二つ目に、排気ガスが関係していると思われる、杉花粉等のアレルギー発生増加の恐れが高い。三つ目に、山間部のため騒音がこだまして増幅する。具体的に説明しますと、孝子ランプの変更予定地は住宅密集地のすぐ前でございます。

ところで、先日の地元説明会で、深日ランプ上下試案は、孝子ランプをやめ深日ランプを上下にすると、南海電気鉄道を超える高架道路が三本にふえる等により、割高になるためにできないと国が説明されました。特に強調されましたのは、後からつける二本の橋梁は長大な橋梁になり、また、この高い山を削らなければいけないということで、かなり工数がかかるということです。具体的な数字は出ていませんけれども、孝子ランプを個別につくるよりも高くなるという説明でございました。

では、深日ランプの計画内容をご覧いただきたいと思います。トンネルを抜けてすぐランプがあるという状況でございます。次に、阪和自動車道海南インターの形状は、深日ランプと全く同じような条件の中で、JRの鉄道を越える道路は一本で行われております。さらに、阪和自動車道印南インターの形状も、深日ランプと全く同じような条件の中で、一本の道路にまとめられているのがご理解いただけると思います。このようなランプの形状はほとんどの自動車専用道路で見られておりますので、国の説明された三本の高架道路は素人に対する意図的な説明であると判断せざるを得ません。

2007年12月1日の朝日新聞夕刊に、高速道路の逆走についての記事がございましたが、2006年の逆走件数は年間938件に上ると報道をされています。その大きな問題点は、孝子ランプは住宅密集地の前の南海電気鉄道を横断するので、当然橋梁になり、原因が特定されていない低周波音による被害の可能性が大であると考えられます。また、さらに気になるのが、低周波音による被害は今後どうなるのでしょうか。

最後に、問題点と意見です。一つ目に、深日と孝子ランプが、上り・下りが別々で、全国で年間1,000件に近い逆走が発生している中、計画どおりであればその危険性が高く、現在の阪和道の泉南ランプと阪南ランプと同じで、利用面でも極めて不便な構造であります。二つ目に、孝子のランプは、再度申し上げますが、住宅密集地の南海電気鉄道を横断するので、当然橋梁になり、原因が特定されていない低周波音による被害の可能性が大であります。三つ目として、鉄道を2カ所も横断する計画はコストが二倍。事業仕分けをして、孝子ランプをやめにして、深日ランプを上下にする都市計画変更を求めます。

それから、公述申出書に記入しました理由についてです。一つ目として、孝子ランプを住宅の密集地にわざわざ設置する必要性はないと考えます。現在国では、事業仕分けをし、いかに税金の無駄を省くか必死に検討をしております。深日ランプを上下にすれば削減可能です。二つ目として、政府はまた、温室効果ガス25%削減のため取り組まれています。深日ランプを上下にし、孝子地区はトンネル等に直線化することにより、通行車両のガソリンの削減とCO<sub>2</sub>の削減が可能と考えています。地球規模の温暖化防止のみでなく、個々の地域の環境改善を求めます。

一番最初に見ていただきました航空写真ですけれども、山の中を通過するだけなのになぜ、11軒もの家の立ち退きが必要なのでしょうか、非常に不思議なことだと思っております。

大阪府の橋下知事の仕事始めのお話は、地方自治体における秩序、慣行、今までのルールを大阪府庁から変える年にしたい。また、大阪府は地方自治体におけるリーディングカンパニーを目指す。また、今まで当然と思ってきたことを捨てないといけないと、行政改革を進める決意を表明されております。また最終目標を府民の信頼、この一点に絞って頑張りたいとも話されております。この言葉を信じていきたいと考えております。

以上で説明をおわります。ありがとうございました。

## [閉会]

**【議長（池田参事）】** ありがとうございました。以上で、公述の申出いただいております公述人のご発言につきましてはすべて終了いたしました。

本日は大変お忙しいところ、貴重なご意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。また、会場の皆様方におかれましては、都市計画公聴会へお越しいただきまして、ありがとうございました。円滑な議事の進行にも御協力いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、平成21年度第4回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。